



空き家対策講座 in 吉田

主催：吉田公民館・塩尻市建築住宅課

相続登記を学ぼう

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。



日時 12月7日(土) 午前10時～正午

会場 吉田地区センター 多目的ホール

講師 上條司法書士事務所 上條 孝幸 様

参加費 無料 申込締切 11月29日(金)

第1部 10時～11時 講座
相続登記の義務化って？

第2部 11時～正午
相続登記個別相談会
※要予約(1組15分以内)

相続登記義務化のポイント

- ① 相続で不動産を取得した人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。
- ② 令和6年4月1日より前に相続で不動産を取得した人は、令和9年3月31日までに相続登記の申請を行う必要があります。
- ③ 期間内に申請しなかった場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

第1部

▼吉田地区センター内支所窓口、電話、メール、FAX、右のコードからお申込みください。

お申込み

お問合せ

電話:86-8611 FAX:86-8830

メール:yoshida@city.shiojiri.lg.jp



第2部 相続登記個別相談会 相談予約表 ※メール、FAX 可

キリトリ線

氏名	
住所	
連絡先	
相談したい内容	

裏面あり